

平成30年7月31日  
(照会先)  
リスク統括部  
リスク統括部長 遠藤 弘之  
(電話直通 03-6892-7744)  
経営企画部広報室  
広報室長 山田 勝  
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

### 事務処理誤り等(平成30年6月分)について

平成30年6月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

# 事務処理誤り等（平成30年6月分）について

別添

## I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

## II 状況

事務処理誤りについては1～7、システム事故等については8のとおりです。

### 1 平成30年6月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成30年度に発生した事務処理誤りが19件、平成29年度が65件、平成28年度が7件、平成27年度が7件、平成26年度が1件、平成25年度以前が48件、合計147件(市区町村において発生した4件、委託業者等が発生させた18件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な137件について、一覧で事象をお示ししています。

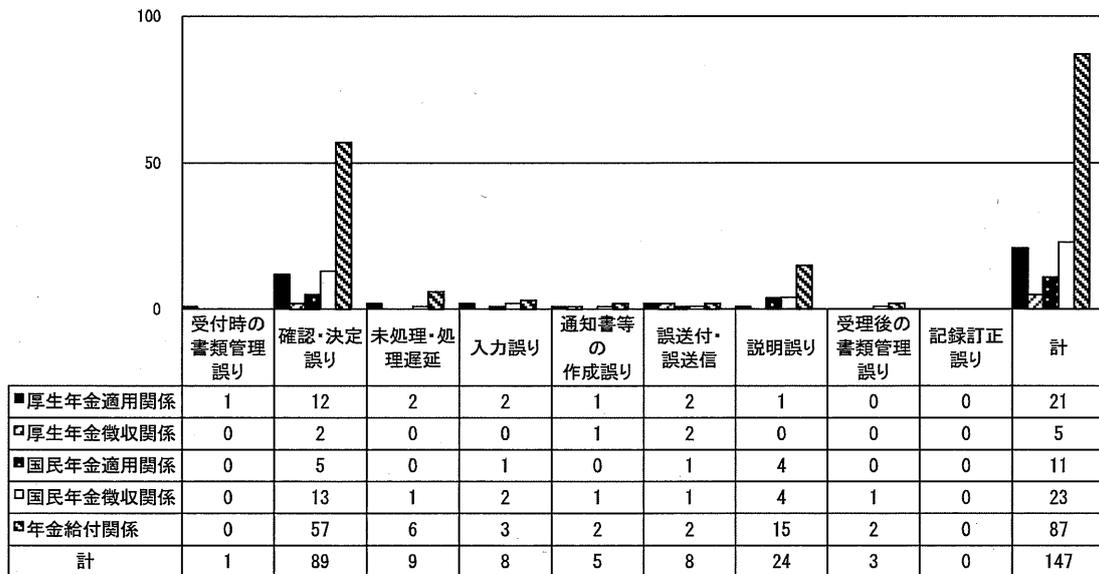
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
件数	37	2	1	1	2	1	4(1)	1	7(1)	7(2)	65(13)	147(22)
割合	25.2%	1.4%	0.7%	0.7%	1.4%	0.7%	2.7%	0.7%	4.7%	4.7%	44.2%	100.0%

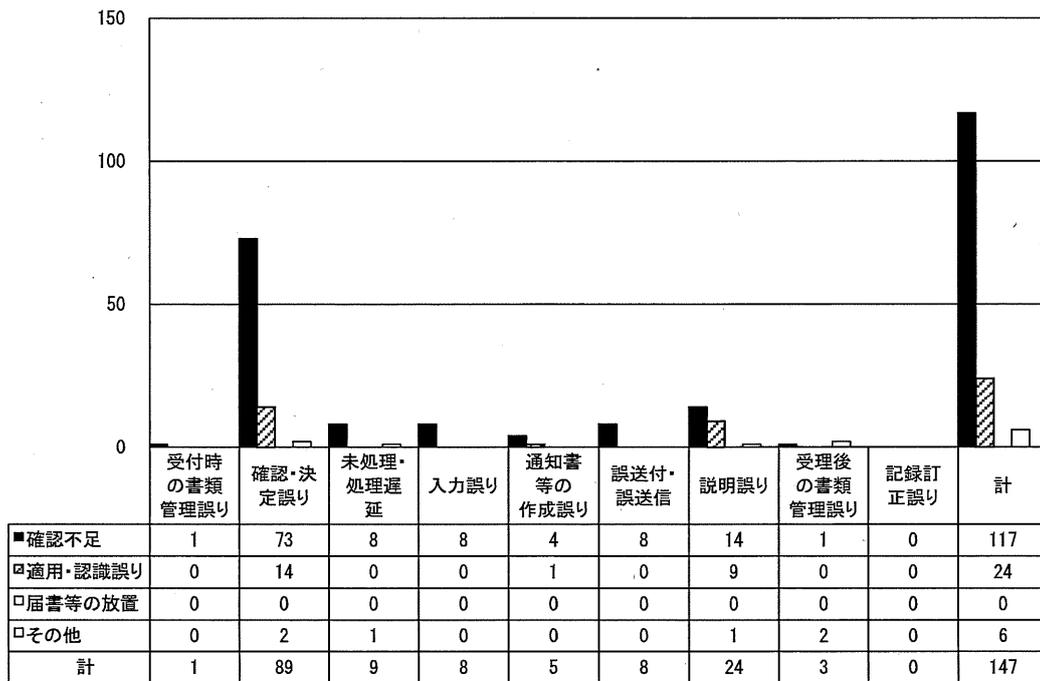
←社会保険庁時代に発生

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

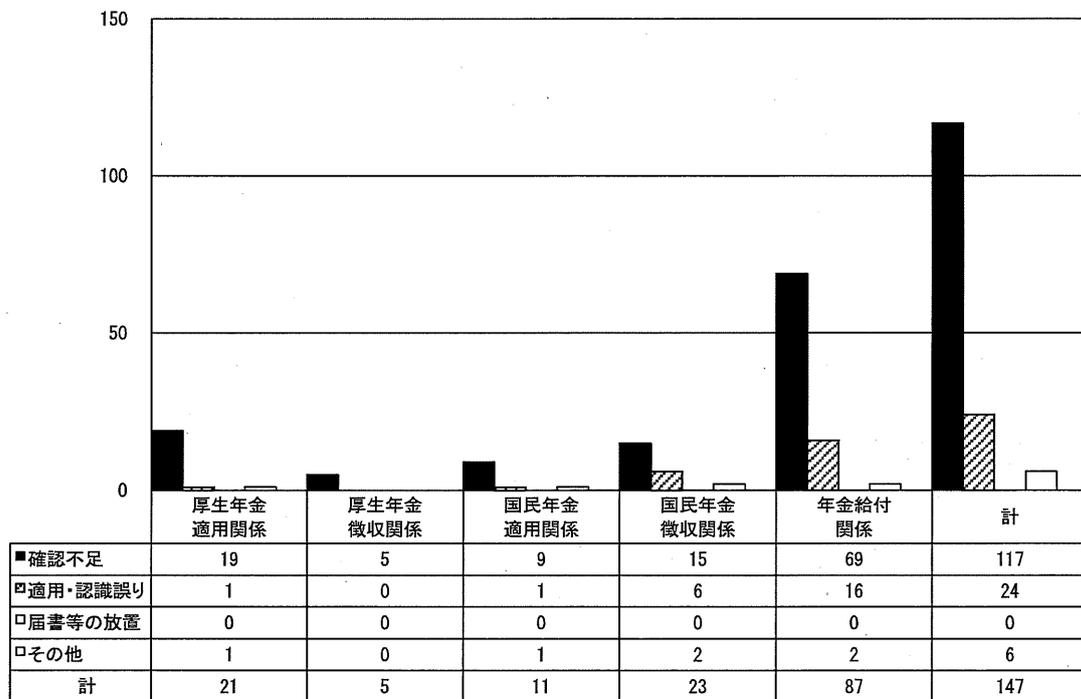
### 2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



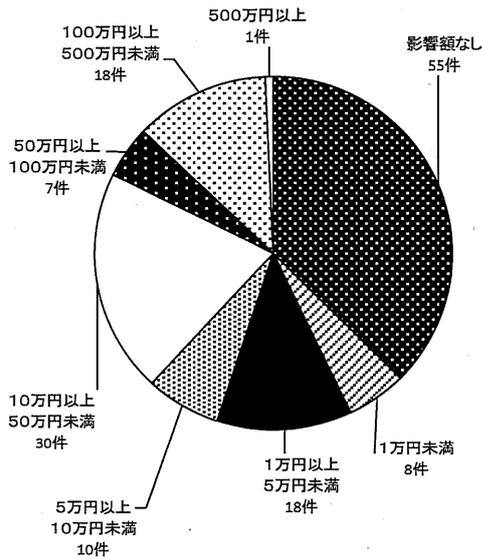
### 3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



### 4 原因別・制度等別内訳

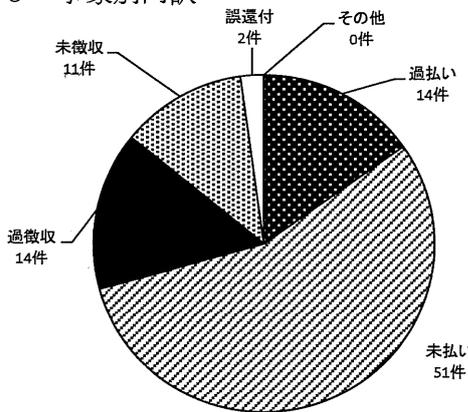


### 5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		14	3	8	6	24	55
1万円未満		0	0	0	4	4	8
1万円以上 5万円未満		1	1	1	6	9	18
5万円以上 10万円未満		1	1	1	2	5	10
10万円以上 50万円未満		3	0	1	4	22	30
50万円以上 100万円未満		1	0	0	0	6	7
100万円以上 500万円未満		1	0	0	1	16	18
500万円以上		0	0	0	0	1	1
計		21	5	11	23	87	147

### 6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	14件	16,761,875	1,197,276
未払い	51件	49,822,639	976,914
過徴収	14件	3,795,512	271,108
未徴収	11件	3,495,966	317,815
誤還付	2件	258,720	129,360
その他	0件	0	0
計	92件	74,134,712	805,812

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

### 7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	76件	51.7%
外部	71件	48.3%
計	147件	100.0%

### 8 システム事故等

発生年月日	件名	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1988年11月2日	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	147名	未払い	3,870,897

### Ⅲ 「振替加算の総点検」に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した振替加算の総点検に関する平成30年7月31日時点の対応状況は以下のとおりです。

(1) 振替加算の加算漏れとして公表した105,963人の対応状況

- ・支払いが完了した方 104,899人 (603.0億円)
- ・支払いが完了していない方 1,064人 (※)

※支払いが完了していない方は年金の選択関係の確認が必要な方、すでにお亡くなりになられているため振込先を確認する必要がある方等です。これらの方には確認ができ次第順次お支払いを行ってまいります。

(2) 配偶者に加給年金が支給されているが、ご本人からは「生計維持関係がない」と申告があった方への対応状況

- ・「生計維持関係がない」と申告があったお客様へ再確認を行ったところ、65歳時点での生計維持関係が確認できたため、振替加算をお支払いした方

平成30年7月支払 487人 (3.1億円)

(参考：平成30年2月から平成30年7月までの累計 23,109人 (131.3億円))

(3) 過去に時効を援用し振替加算のお支払いをした方への対応状況

- ・振替加算の総点検における事例4 (※) に該当するが、届出が遅れたことを理由に時効を援用し振替加算のお支払いをしていたため、時効消滅した振替加算の未払い分を時効を援用せずに追加でお支払いした方

平成30年7月支払 1人 (4百万円)

(参考：平成30年1月から平成30年7月までの累計 33人 (0.4億円))

※妻の特別支給の老齢年金の請求時に夫の共済年金の支給が決定されていなければ、妻65歳時に生計維持関係などを届け出る義務があった。(夫と妻が逆の場合も同様。) なお、振替加算の総点検を契機に見直しが行われ当該届出事務は現在廃止されている。

### Ⅳ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」に関する対応状況

平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において事象毎に分類した結果の33事象のうち、対象者を機構においてシステムで特定することができる24事象については、「今後事象毎に抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、早いものは平成30年4月から遅くなるものでも平成30年度中までに個別に連絡を行い、必要な対処を実施する」としておりますが、当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	平成30年7月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額※	対応件数	影響金額
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	123件	2,203万円	123件	2,203万円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	4,661件	1.5億円	5,926件	1.9億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	116件	4.5億円	133件	5.4億円

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

## ○日本年金機構の平成30年6月分の事務処理誤り一覧(1～20ページ)

- |             |       |     |             |
|-------------|-------|-----|-------------|
| 1. 厚生年金適用関係 | ..... | 1P  | 整理番号 1～21   |
| 2. 厚生年金徴収関係 | ..... | 4P  | 整理番号 22～24  |
| 3. 国民年金適用関係 | ..... | 5P  | 整理番号 25～34  |
| 4. 国民年金徴収関係 | ..... | 7P  | 整理番号 35～53  |
| 5. 年金給付関係   | ..... | 10P | 整理番号 54～137 |

## ○システム事故等一覧(21ページ)

(参考)「IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」に関する対応状況」に記載のある事象の概要(22ページ)

# 1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	広島	広島東	2018年 4月4日	2018年 4月23日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の審査時に確認が不足し、誤った事業所整理記号で処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
2			東京	千代田	2018年 5月8日	2018年 5月16日		2事業所	なし	0
3			兵庫	事務センター	2018年 3月7日	2018年 4月23日		2事業所	なし	0
4			和歌山	和歌山東	2018年 4月13日	2018年 5月1日	○社会保険労務士から問合せがあり、資格取得届の審査時に確認が不足し、誤った事業所整理記号で処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
5			神奈川	事務センター	2018年 2月19日	2018年 5月10日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の審査時に確認が不足し、誤って補正した報酬月額に基づき標準報酬月額を決定していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びのうえ説明しました。未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、審査時の確認及び補正後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所	未徴収	415,190
6		入力誤り	神奈川	事務センター	2018年 5月2日	2018年 5月14日	○事業所から問合せがあり、委託業者が資格取得届の処理時に標準報酬月額を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びのうえ説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所	なし	0
7		説明誤り	神奈川	港北	2018年 3月頃	2018年 3月29日	○お客様から問合せがあり、資格取得届の添付書類について、誤って不要な添付書類を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、届書の提出について相談を受けた際にはお客様の状態を正しく聞き取り、必要な添付書類の案内を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
8	資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域 事務センター	2016年 3月11日	2016年 5月24日	○お客様から問合せがあり、資格喪失届の審査時に確認が不足し、健康保険被保険者証が添付されているにもかかわらず未回収として処理したため、お客様に「健康保険被保険者証返納のお願い」が送付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の保険証添付の有無の確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
9			東京	池袋	2017年 10月11日	2017年 11月22日	○お客様から問合せがあり、資格喪失届の処理時に確認が不足し、誤って処理済とし処理がされなかったため、年金の調整が正しく行われず、未払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	49,051
10	算定基礎届の誤り	入力誤り	群馬	高崎広域 事務センター	2018年 1月22日	2018年 4月18日	○事業所から問合せがあり、委託業者が算定基礎届の処理時に報酬月額を誤って入力したため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びのうえ説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所	未徴収	2,781,688

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
11	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	広島	広島広域事務センター	2017年12月21日	2018年6月1日	○担当部署において確認したところ、委託業者が70歳以上被用者不該当届の処理時に二以上事業所勤務者であることの警告表示を見逃し誤って処理を行ったため、年金の調整が正しく行われず、過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びのうえ説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の警告表示の確認を徹底するよう指導しました。	1名	過払い	833,856
12	厚生年金適用関係の誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2017年12月13日	2018年4月17日	○お客様から問合せがあり、確認不足により誤って他のお客様の年金記録を統合処理したため、年金の調整が正しく行われず、未払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	315,681
13			新潟	長岡	2018年3月20日	2018年4月20日	○担当部署において確認したところ、年金記録訂正請求により訂正処理を行った標準賞与額について、確認不足により誤った標準賞与額で決定していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録訂正処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	なし	0
14			本部	刷新プロジェクト推進室	2017年7月頃	2017年9月7日	○担当部署において確認したところ、賞与支払届の処理時にエラーが発生した際の、委託業者が行うべきエラー認知作業が遅れたため、届書の処理が遅れていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●委託業者に対し、エラー発生時の対応及び管理を徹底するよう指導しました。	1事業所	なし	0
15	厚生年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	福岡	福岡広域事務センター	2018年3月6日	2018年3月7日	○事業所から問合せがあり、不備のあった資格喪失届の返戻文書を作成する際に確認が不足し、誤った返戻内容を記載して送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。正しい返戻文書を作成し、送付しました。 ●担当部署において、返戻文書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
16	厚生年金適用関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	滋賀	事務センター	2018年4月12日	2018年4月19日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所の年金手帳を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金手帳を回収し、本来送付すべき社会保険労務士に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
17			石川	金沢南	2018年5月11日	2018年5月14日	○社会保険労務士から問合せがあり、他の事業所の「二以上事業所勤務被保険者の保険料額の変更について」を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した「二以上事業所勤務被保険者の保険料額の変更について」を回収し、本来送付すべき社会保険労務士に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
18	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	確認・決定誤り	本部	近畿地域第一部	2018年4月6日	2018年5月15日	○事業所から問合せがあり、管轄の年金事務所に対して行うべき健康保険組合への編入通知の連絡を漏らしたため、編入処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、編入処理を行いました。 ●担当部署において、健康保険組合への編入にかかる事務処理の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
19	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2018年 3月26日	2018年 3月28日	○事業所から問合せがあり、届書と一緒に提出された添付書類について、受付時に誤って届書と分けて管理したため正しく進捗管理が行われず、添付書類を事業所に返却していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、返却した添付書類を再度お預かりしました。 ●担当部署において、届書受付時の確認及び進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
20		未処理・処理遅延	京都	事務センター	2016年 12月16日	2018年 2月28日	○厚生年金基金から問合せがあり、委託業者において賞与支払届の入力がもれ、未処理となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、書類の進捗管理を適切に行うよう指導しました。	1事業所	未徴収	84,038
21			宮城	石巻	2017年 10月5日	2018年 5月21日	○事業所から問合せがあり、算定基礎届の訂正届が未処理となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、書類の進捗管理を適切に行うよう周知しました。	2事業所	過徴収	345,791

## 2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
22	口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2017年10月17日	2018年1月5日	<p>○事業所から問合せがあり、口座振替納付(変更)申出書の審査時に確認が不足し、誤った事業所整理記号で処理を行ったため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。</p> <p>●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2事業所	過徴収	72,372
23	厚生年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	東京	板橋	2018年4月20日	2018年5月8日	<p>○担当部署において領収済通知書を確認したところ、納入告知書の作成時に確認が不足し、納付目的月を誤って作成していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し、正しい領収証書をお渡ししました。</p> <p>●担当部署において、納入告知書作成時の内容確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	2事業所	なし	0
24	厚生年金徴収関係通知書等の誤交付	誤送付・誤送信	香川	普通寺	2012年2月頃	2018年4月18日	<p>○事業所から問合せがあり、他の事業所の債務承認書を誤って交付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、誤って交付した債務承認書を回収しました。</p> <p>●担当部署において、窓口交付時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。</p>	2事業所	なし	0

### 3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
25	国民年金任意加入申出書の誤り	入力誤り	東京	港	2016年 4月14日	2018年 2月20日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書在处理する際に、資格喪失予定年月日の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
26		説明誤り	大阪	貝塚	2017年 12月1日	2018年 1月22日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足から、本来任意加入できないにもかかわらず、任意加入の案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を受付する際は、チェックシートによる確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
27	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	新潟	新潟東	1997年 4月14日	2017年 10月25日	○未支給年金請求時に記録を確認したところ、配偶者の年金記録の確認不足により、本来国民年金第3号被保険者に該当しないにもかかわらず、国民年金第3号被保険者期間として処理を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
28			富山	魚津	1998年 1月31日	2018年 5月2日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
29			佐賀	佐賀	1987年 2月2日	2017年 3月23日	○高齢年金請求時に記録の確認をしたところ、特別一時金処理時の確認が不足し、特別一時金の支払いをしたにもかかわらず、保険料納付記録の訂正が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、特別一時金処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
30		説明誤り	北海道	札幌西	2017年 8月28日	2017年 10月23日	○事務センターから連絡があり、合算対象期間の確認が不足したため、受給資格を満たさないうちにもかかわらず、追納の案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	77,550
31			熊本	熊本西	2014年 1月28日	2017年 10月30日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認が不足したため、受給資格を満たしていないにもかかわらず、受給資格があると説明し、納付を案内していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	14,980
32	国民年金第3号特例届の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2016年 7月29日	2017年 10月24日	○お客様から問い合わせがあり、年金記録の確認不足により、国民年金第3号特例届の案内が漏れ、本来不要であった国民年金任意加入の手続きを行ったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	195,310
33	国民年金適用関係届書の誤り	説明誤り	秋田	大曲	2018年 4月11日	2018年 6月29日	○お客様から問い合わせがあり、提出された国民年金第3号被保険者関係届を提出不要として返戻したため、本来必要のない国民年金保険料納付書が送付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、届書受理時の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	2事業所 2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
34	国民年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	香川	高松広域事務センター	2018年 5月11日	2018年 5月14日	<p>○年金事務所から連絡があり、委託業者による封入・封緘時の確認不足により、他のお客様の国民年金第1号被保険者の加入勸奨状が混在していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金第1号被保険者の加入勸奨状を回収し、正しい送付先に送付しました。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	なし	0

#### 4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
35	国民年金付加保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	茨城	土浦	2017年 4月10日	2018年 4月9日	○お客様から問合せがあり、納付書作成時に付加保険料の納付も希望していたにもかかわらず、定額保険料の納付書のみ交付されたため、付加保険料の前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、付加保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、納付書作成時の付加保険料の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	9,250
36	特定付加保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2017年 10月25日	2017年 11月22日	○お客様から問合せがあり、担当部署において、国民年金付加保険料納付書発送時の確認が不足し、納付書の発送が遅れたため、付加保険料の納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の付加保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金付加保険料納付書発送時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	400
37	国民年金保険料特例追納期間の誤り	確認・決定誤り	東京	八王子	2017年 12月25日	2018年 3月27日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、満額の老齢基礎年金を受けるために必要な納付月数を超えた特例追納保険料の納付書を送付していたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料を還付しました。 ●担当部署において、年金記録及び特例追納が必要な月数の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	62,040
38			東京	八王子	2017年 12月頃	2018年 3月28日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、満額の老齢基礎年金を受けるために必要な納付月数を超えた特例追納保険料の納付書を送付していたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料を還付しました。 ●担当部署において、年金記録及び特例追納が必要な月数の確認を徹底するよう周知しました。	3名	過徴収	418,770
39	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2017年 2月20日	2017年 3月14日	○年金事務所から連絡があり、委託業者が所得情報の登録を誤ったため、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査において、誤った決定を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい所得情報で再度審査を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、届書受付時の確認を徹底するよう指導しました。	17名	なし	0
40			香川	高松広域 事務センター	2017年 12月25日	2018年 3月9日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書について、市町村より提供された所得情報に誤りがあり、正しい免除審査を行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい所得情報で再度審査を行いました。 ●市町村に対して、正しい所得情報を提供するよう依頼しました。	1名	なし	0
41			香川	高松広域 事務センター	2017年 8月28日	2017年 10月13日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料継続免除処理時に、継続申請取下申出をされたお客様に誤って免除を決定したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、継続免除処理時の取下げ申出者の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未徴収	32,880
42	国民年金後納保険料納付申出書の誤り	確認・決定誤り	宮城	古川	2018年 3月28日	2018年 4月2日	○お客様から問合せがあり、国民年金後納保険料納付書について、送付時期の確認不足により、納付期限を過ぎた国民年金後納保険料納付書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金後納保険料納付書作成時の納付期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	11,140

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
43	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2018年4月24日	2018年6月22日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に、口座名義人のふりがなの確認を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	32,580
44		入力誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2018年2月7日	2018年4月19日	○お客様から問合せがあり、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に、口座名義人の入力を誤ったため、口座名義人氏名が相違している国民年金保険料口座振替額通知書が送付されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
45		説明誤り	茨城	土浦	2018年2月15日	2018年4月18日	○お客様から問合せがあり、市町村において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の提出を誤って案内したため、口座振替による前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●市町村に対して、口座振替納付申出書の受理時の確認を徹底し、必要な案内をするよう依頼しました。	1名	未徴収	96,930
46			長崎	長崎南	2018年4月20日	2018年5月1日	○お客様から問合せがあり、口座振替の可否について、口座振替による納付が行われるにもかかわらず、行われないと案内したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、口座振替による納付の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	過徴収	377,350
47	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	静岡	浜松西	2018年1月31日	2018年2月14日	○市町村から連絡があり、市町村において資格取得届進達時の確認が不足し、前納希望者の報告が漏れたため、納付書が発行されず前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について、還付の処理を行いました。 ●市町村に対して、届書進達時の前納希望者の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	過徴収	110
48		説明誤り	兵庫	加古川	2018年1月19日	2018年2月22日	○お客様から問合せがあり、任意加入の手続きをする際、前納が行える期間の説明を誤ったため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、前納の取扱いについて確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	16,890
49	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	愛知	大曾根	2017年11月14日	2018年2月14日	○お客様から問合せがあり、事務処理手順の確認不足により、前納した保険料に係る期間の途中で被保険者資格喪失の申し出があった際に、誤った処理を行ったため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤還付となった保険料の返納の処理を行いました。 ●担当部署において、資格喪失時の事務処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	230,200
50	国民年金徴収関係届書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	兵庫	東灘	2017年4月20日	2018年4月23日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申込書について確認が不足し、誤った納付期限が記載された追納納付書を作成したため、納付期限以降に納付が行われ、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、追納納付書作成時の納付期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	135,360

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
51	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	愛知	名古屋広域事務センター	2018年 4月13日	2018年 4月16日	<p>○お客様から問合せがあり、委託業者による封入・封緘時の確認不足により、他のお客様の国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書が混在していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書を回収し、正しい送付先に送付しました。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。</p>	2名	なし	0
52	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	静岡	浜松東	2017年 4月24日	2017年 12月25日	<p>○担当部署で確認したところ、書類の進捗管理が不足し、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理漏れにより前納が行われず、定額でお支払いされていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、過徴収の保険料を還付しました。</p> <p>●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	2名	過徴収	700
53		受理後の書類管理誤り	福岡	福岡広域事務センター	2017年 9月頃	2017年 12月21日	<p>○担当部署において届書の進捗を確認したところ、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再度申請書を提出していただき、処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0

## 5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
54	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	埼玉	所沢	1981年 6月頃	2015年 12月8日	○機構本部から連絡があり、通算対象期間の確認不足から、通算老齢年金の受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	184,566
55			岐阜	多治見	2015年 8月6日	2018年 5月11日	○担当部署において確認したところ、生年月日の確認不足から、老齢年金の受給権発生日を誤って決定したことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録や戸籍等の添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	557,173
56		説明誤り	山形	鶴岡	2018年 6月8日	2018年 6月15日	○お客様から連絡があり、年金相談センターにおいて年金請求書の雇用保険にかかる部分の記入方法について誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金請求書の記載内容について再確認を行いました。	1名	なし	0
57			東京	立川	1993年 7月6日	2016年 3月3日	○未支給年金請求時の記録確認により、過去の年金相談の際に受給要件の確認不足から、老齢年金の受給資格があるにもかかわらず年金請求の案内を漏らし請求書を受付していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,294,249
58			佐賀	唐津	2013年 3月26日	2017年 5月23日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給資格があるにもかかわらず年金請求の案内を漏らし請求書を受付していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,375,353
59	広島	広島西	2009年 11月14日	2017年 7月28日	○担当部署において、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,973,997		
60	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	栃木	宇都宮東	2001年 5月16日	2017年 10月6日	○機構本部から連絡があり、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	282,476
61	老齢年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	静岡	三島	1987年 10月9日	2016年 5月24日	○遺族年金請求時の記録確認により、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,988,706
62			岡山	倉敷東	1985年 10月2日	2017年 6月8日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	395,704

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
63	老齢年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	静岡	三島	1980年 1月21日	2016年 5月13日	○担当部署において確認したところ、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	289,702
64	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	三重	松阪	1994年 2月10日	2017年 5月12日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,960,225
65			愛媛	松山東	1991年 6月7日	2017年 9月20日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,811,653
66			千葉	松戸	1995年 4月27日	2016年 5月6日	○担当部署において確認したところ、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	3,133,000
67			千葉	松戸	2005年 8月11日	2015年 12月28日	○事務センターから連絡があり、旧令共済組合記録の判明に伴い老齢年金の受給権発生年月日の訂正を行うべきところ、受給権発生年月日の訂正を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	269,480
68			宮城	仙台北	1991年 4月20日	2014年 3月18日	○機構本部から連絡があり、旧令共済組合記録の判明に伴い老齢年金の受給権発生年月日の訂正を行うべきところ、受給権発生年月日の訂正を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,530,051
69	千葉	松戸	1990年 11月20日	2015年 5月25日	○機構本部から連絡があり、旧三共済組合期間の取扱いを誤り、受給資格があるにもかかわらず、特別支給の老齢厚生年金を決定していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別支給の老齢厚生年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧三共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,740,949		
70	三重	伊勢	2005年 5月16日	2016年 7月4日	○機構本部から連絡があり、旧三共済組合期間の取扱いを誤り、受給資格があるにもかかわらず、特別支給の老齢厚生年金を決定していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別支給の老齢厚生年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧三共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	102,544		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額	
71	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	群馬	渋川	1989年 3月25日	2017年 3月8日	○遺族年金請求時の記録確認により、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	44,110	
72			香川	高松西	1970年 7月1日	2017年 2月8日		1名	過払い	147,837	
73			沖縄	名護	2009年 6月11日	2016年 2月16日		1名	過払い	39,399	
74			千葉	松戸	1984年 7月11日	2016年 1月5日		1名	未払い	91,075	
75	配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	愛媛	松山東	1992年 7月16日	2018年 2月20日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者の年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	3,969,089	
76	老齢年金の繰上げ・繰下げの誤り	確認・決定誤り	東京	杉並	2017年 9月8日	2017年 11月13日	○お客様から問合せがあり、繰下げ請求の老齢基礎年金及び老齢厚生年金を希望しているにもかかわらず、委託社会保険労務士が65歳請求の年金請求書を受付したため、お客様の希望しない65歳からの老齢基礎年金及び老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	3,452,736	
77			大阪	大阪広域 事務センター	2017年 10月19日	2017年 12月5日		○機構本部から連絡があり、老齢基礎年金を繰上げて受給している方に厚生年金記録が判明したため、老齢厚生年金を新たに決定すべきところ、誤って繰上げ支給の老齢基礎年金を取消した上で65歳から支給の老齢基礎年金と老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	72,824
78			京都	京都南	2017年 4月14日	2017年 7月18日		○お客様から問合せがあり、市区町村が老齢基礎年金を繰上げ請求すると特別支給の老齢厚生年金の定額部分が支給停止となることを説明せずに、老齢基礎年金の繰上げ請求書を受付したため、お客様に不利な年金の支給となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様に意向を確認の上繰上げ支給の老齢基礎年金の決定を取消し、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、老齢基礎年金の繰上げ請求を受付する場合は、老齢厚生年金の支給状況の確認を徹底するよう市区町村へ依頼しました。	1名	過払い	550,252

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
79	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	横浜西	1993年 9月9日	2013年 6月10日	○お客様から連絡があり、遺族厚生年金の受給要件の確認不足から、短期要件の遺族共済年金を受給している場合は長期要件の遺族厚生年金が不支給となること、誤って遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金の決定を取消し、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	824,666
80			千葉県	松戸	2000年 12月21日	2015年 5月19日	○年金事務所から連絡があり、確認不足から船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	13,697
81			千葉県	松戸	2008年 3月19日	2015年 5月26日	○機構本部から連絡があり、確認不足から船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	660,229
82			神奈川県	事務センター	2017年 5月18日	2017年 12月26日	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	29,350
83			群馬県	渋川	1997年 5月5日	2016年 9月9日	○機構本部から連絡があり、確認不足から旧令共済組合記録の登録を漏らしたため、寡婦加算を加算せず遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び旧令共済組合記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	9,878,468
84			東京都	板橋	2007年 10月11日	2015年 1月9日	○担当部署において確認したところ、確認不足から旧令共済組合記録の登録を漏らしたため、寡婦加算を加算せず遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び旧令共済組合記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,808,166
85			北海道	事務センター	2018年 4月5日	2018年 4月13日	○共済組合から連絡があり、本来、年金額が有利となる短期要件で決定すべきところ、長期要件の遺族厚生年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、遺族年金決定時の受給要件等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
86	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金センター	2018年 1月25日	2018年 3月27日	○年金事務所から連絡があり、障害年金請求書の処理時に、請求書を最初に受付した年月日を登録すべきところ再受付した年月日で登録したため、受給権発生日を誤り障害年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書の処理時には入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	20,298

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
87	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金センター	2014年 11月13日	2018年 1月15日	○担当部署において確認したところ、2つの障害を併合認定して障害厚生年金(1級)を決定すべきところ、障害状態の確認不足から、事後重症による障害厚生年金(1級)を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金証書を送付しました。 ●担当部署において、事象を周知し、障害認定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
88			本部	障害年金センター	2017年 9月20日	2018年 3月19日	○担当部署において確認したところ、退職一時金を返還した共済組合期間を有している方が障害厚生年金の請求を行った場合は、共済組合で障害厚生年金の決定を行うにもかかわらず、年金記録の確認不足から機構において障害厚生年金の審査を行い不支給決定通知書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。不支給決定通知書を回収し、共済組合へ障害年金請求書を回付しました。 ●担当部署において、障害厚生年金の請求があった場合の年金決定の取扱いを再確認しました。	1名	なし	0
89		説明誤り	京都	京都南	2013年 10月7日	2017年 9月25日	○お客様から問合せがあり、過去の年金相談の際に納付要件の確認不足から、障害年金の受給資格があるにもかかわらず請求書を受付していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書を提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,163,320
90			東京	世田谷	2017年 9月21日	2017年 11月16日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に老齢基礎年金を繰上げ請求しているため障害厚生年金の事後重症請求ができない方に対し、事後重症請求の案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の事後重症請求を案内する際は、年金の支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
91	加給年金の誤り	確認・決定誤り	茨城	土浦	2011年 9月15日	2016年 10月18日	○年金相談時の記録確認により、老齢年金請求時に生計維持申立書を受付しなかったため、加給年金額の加算を行っていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書受付時には年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,871,954
92			千葉	松戸	1985年 8月12日	2016年 8月2日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったため、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	583,053
93		説明誤り	茨城	土浦	2015年 11月19日	2017年 11月24日	○年金相談時の記録確認により、65歳から加給年金の加算が行われるにもかかわらず、64歳から加給年金の加算が行われると委託社会保険労務士が誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
94	再裁定の誤り	確認・決定誤り	福岡	東福岡	2005年 12月8日	2016年 7月26日	○機構本部から連絡があり、記録訂正に伴い再裁定を行った際に、厚生年金被保険者記録の一部を誤っていたことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	9,450
95			岡山	倉敷東	2008年 7月24日	2017年 8月10日	○共済組合から連絡があり、記録訂正に伴い再裁定を行った際に、厚生年金被保険者記録の一部を誤っていたことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	99,094
96	年金選択の誤り	確認・決定誤り	千葉	松戸	2015年 5月12日	2015年 10月13日	○お客様から問合せがあり、年金受給状況の確認不足から、お客様に不利な年金選択を行っていたことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	138,207
97			千葉	松戸	2014年 3月5日	2015年 4月17日	○お客様から問合せがあり、年金相談センターにおいて労災給付の受給状況の確認を誤ったまま年金選択申出書を受付したため、お客様の希望しない年金の選択方法でお支払いしていたことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。お客様の意向を再度確認し、訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、労災給付を受給している場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	42,579
98			静岡	三島	2003年 6月頃	2017年 6月6日	○お客様から問合せがあり、年金の選択処理に伴い振替加算の支給停止解除を行うべきところ、振替加算の支給停止解除を行っていなかったことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択の取扱いや振替加算の支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,591,665
99			静岡	島田	2017年 7月26日	2017年 11月22日	○担当部署において確認したところ、労災給付の支給状況の確認不足から労災給付を受給していることを考慮しないで年金の選択処理を行っていたことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、労災給付を受給している場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	114,927
100			大阪	大阪広域 事務センター	2018年 1月25日	2018年 4月5日	○機構本部から連絡があり、年金選択申出書の確認不足から申出内容と相違する年金選択処理を行っていたことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,510

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
101	年金選択の誤り	説明誤り	三重	津	2017年 12月20日	2018年 1月11日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が年金選択申出書の記入方法を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
102	在職支給停止の誤り	確認・決定誤り	千葉	松戸	1982年 9月頃	2015年 6月8日	○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	718,130
103			宮城	仙台北	1983年 10月頃	2016年 3月3日		1名	未払い	176,651
104			福岡	福岡広域 事務センター	1978年 3月1日	2016年 3月29日		1名	未払い	2,957
105			宮城	仙台北	1982年 12月頃	2016年 2月18日		1名	未払い	85,280
106			宮城	仙台北	1980年 6月頃	2016年 1月7日		1名	未払い	86,355
107			福岡	福岡広域 事務センター	1976年 8月1日	2016年 2月4日	○機構本部から連絡があり、支給停止の基準となる額の変更に伴い本来在職による支給停止を行うべきではないにもかかわらず、誤って年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	35,535
108	死亡届の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2018年 1月19日	2018年 2月16日	○市区町村から連絡があり、他のお客様の基礎年金番号が記載されていることに気づかないまま死亡届の処理を行ったため、他のお客様の年金の支払いが行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、死亡届受付時の記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	125,244
109	年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	愛媛	宇和島	2017年 12月7日	2018年 4月17日	○お客様から問合せがあり、老齢厚生年金決定時の処理を誤り、老齢厚生年金の支払が保留のままとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。保留解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	100,830
110			北海道	札幌北	2002年 10月16日	2017年 7月18日				

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
111	年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	青森	青森	2017年 9月19日	2018年 2月21日	○金融機関から連絡があり、お亡くなりになった方の年金の支払保留処理を行う際、誤って他のお客様の年金の支払保留の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際には、対象者の確認や入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	249,114
112	年金の支払時期等の誤り	説明誤り	福岡	南福岡	2018年 2月頃	2018年 4月5日	●お客様から問合せがあり、支払スケジュールの確認不足から支給停止解除に伴う年金の支払時期について誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金の支払時期を説明する際は支払スケジュールの確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
113			奈良	桜井	2018年 2月14日	2018年 4月13日	●お客様から問合せがあり、支払スケジュールの確認不足から委託社会保険労務士が年金の支払開始時期について誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
114			沖縄	コザ	2018年 3月12日	2018年 4月17日	○お客様から問合せがあり、支払スケジュールの確認不足から口座解約により振込不能となった年金の再振込の時期を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金の支払時期を説明する際は支払スケジュールの確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
115	現況届の誤り	説明誤り	愛知	一宮	2018年 2月14日	2018年 4月13日	○お客様から問合せがあり、現況届の提出が必要な方に対し提出は不要であると説明したために、年金の支払が差止となったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。現況届を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談の際は現況届提出の必要の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	322,108
116	振替加算の説明誤り	説明誤り	大阪	貝塚	2017年 9月19日	2017年 10月26日	○担当部署において確認したところ、振替加算が既に支給されている方に対し、誤って老齢基礎年金額加算開始事由該当届の提出が必要であると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、届書の提出を案内する際は、年金の支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
117	年金の支払対象期間の誤り	確認・決定誤り	鳥取	鳥取	2016年 8月7日	2018年 2月20日	○お客様から問合せがあり、厚生年金被保険者記録が判明したため、5年以上前の未払い分の支払いを行うべきところ、記録判明ではなく届出漏れとして届書を受付したため、5年以上前の未払い分の支払いが行われなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録判明時の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	33,683
118	年金の返納処理の誤り	入力誤り	本部	中央年金センター	2018年 2月頃	2018年 4月9日	○お客様から問合せがあり、年金の返納金を管理している債権管理システムへの入力を誤ったため、本来、年金をお返しいただく必要のない方に対し、年金の返納のための納付書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、納付書を回収しました。 ●担当部署において、年金の返納の処理を行う際の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
119	年金決定時の住所登録の誤り	入力誤り	本部	障害年金センター	2018年3月2日	2018年5月8日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の処理時の確認不足から住所の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。誤った住所が記載された年金証書を回収し、正しい住所を記載した年金証書を送付しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
120	住所変更の誤り	確認・決定誤り	東京	府中	2018年3月2日	2018年6月4日	○お客様から問合せがあり、年金受給権者住所変更届の処理を誤ったため、振込通知書が別のお客様へ送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した振込通知書を回収し、本来送付すべきお客様に振込通知書を送付しました。 ●担当部署において、住所変更届処理時には記載内容等の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
121	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金センター	2018年3月29日	2018年5月16日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の処理時に金融機関コードの確認を誤り登録を行ったため、年金が支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書処理時には年金振込先口座の金融機関コードの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	104,851
122			宮城	古川	2018年3月8日	2018年6月7日	○お客様から問合せがあり、提出のあった年金受給権者受取機関変更届について誤って処理済としたため、受取口座変更の処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
123			岡山	岡山広域事務センター	2018年3月19日	2018年4月23日	○お客様から問合せがあり、特別一時金請求書の処理時に振込口座の支店コードの確認を誤り処理を行ったため、一時金が支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に一時金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書処理時の記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	28,000
124			愛知	豊川	2017年12月14日	2018年1月16日	○事務センターから連絡があり、年金請求書記載の口座番号が配偶者の口座番号にもかかわらず、気づかず受付し処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。なお、年金の支払に遅れは生じませんでした。 ●担当部署において、年金請求書受付時の振込口座の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
125			東京	府中	2018年3月19日	2018年4月9日	○金融機関から連絡があり、年金受給権者受取機関変更届の処理時に口座番号の入力を誤ったため、年金が支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	112,196
126	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	本部	相談・サービス推進部	2018年2月14日	2018年2月22日	○お客様から問合せがあり、委託業者が送付した生計同一関係申立書の一部が落丁していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい記載の申立書を再度お客様へ送付しました。 ●委託業者に対し、届書を印刷する際は、印刷後のチェックを徹底するよう指導しました。	108名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
127	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	本部	障害年金センター	2017年11月2日	2017年12月1日	○年金事務所から連絡があり、障害年金の不支給決定通知書を作成する際、不支給決定理由の記載を誤り通知書を作成し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
128	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	大阪	堺東	2017年9月27日	2017年9月27日	○お客様から問合せがあり、年金相談センターにおいて年金記録の確認不足により、他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●担当部署において、交付時のチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
129	年金給付関係書類の管理誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域事務センター	2017年5月19日	2018年3月20日	○年金事務所から連絡があり、提出のあった老齢年金請求書について誤って処理済としたため、老齢年金の決定が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	291,853
130		未処理・処理遅延	福岡	福岡広域事務センター	2013年6月27日	2017年11月21日	○担当部署において確認したところ、通算老齢年金決定時に死亡が判明したため、未支給年金請求書の提出を案内すべきところ、案内が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。未支給年金請求書を提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	222,042
131			宮城	石巻	2017年4月13日	2018年5月16日	○お客様から問合せがあり、誤って処理が必要な年金受給権者受取機関変更届を処理済の届書とともに保管したため、処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
132			宮城	仙台北	2003年10月30日	2015年11月26日	○年金相談センターから連絡があり、再裁定報告書等の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進達し再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	399,712
133			香川	高松広域事務センター	2017年2月7日	2017年12月6日	○年金事務所から連絡があり、記録訂正に伴い年金額仮計算書の提出を案内すべきところ漏れていたため、再裁定の処理を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様に年金額仮計算書を提出いただき、再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には年金額仮計算書の案内を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,090
134			福岡	福岡広域事務センター	2015年10月30日	2018年1月31日	○担当部署において確認したところ、未支給年金請求書等が未処理のまま保管されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進達し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	293,581

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
135	年金給付関係書類の管理誤り	未処理・処理遅延	宮城	仙台北	2010年 2月2日	2016年 8月16日	<p>○機構本部から連絡があり、再裁定報告書等の機構本部への進達漏れが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進達し再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	418,679
136		受理後の書類管理誤り	埼玉	大宮	2018年 3月30日	2018年 5月22日	<p>○お客様から問合せがあり、標準報酬改定請求書の添付書類が所在不明となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。添付書類を再提出いただき処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0
137			東京	東京広域 事務センター	2018年 4月11日	2018年 4月25日	<p>○担当部署において確認したところ、老齢年金請求書と同時受付した未支給年金請求書が所在不明となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。未支給年金請求書を再提出いただき処理を行いました。なお、年金の支払いに遅れは生じませんでした。</p> <p>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0

### システム事故等一覧

	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1.	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	1988年 11月2日	2012年11月27日の年金記録回復委員会において公表し、システム改修後に対応することとしていた事案です。	○事象の概要は下記のとおりです。※ ●平成29年10月のシステム改修後、改修前からお相談のあったお客様等に対し、未払いとなっている年金のお支払いが完了しました。 ●システム改修後は、同様の事象については正しく年金額が計算されており、処理体制も整ったことから、過去に年金を決定したお客様に対しても順次お支払い等を進めてまいります。	147名	未払い	3,870,897

【※事象の概要】

- 同時に二つ以上の事業所に勤務する方が、それぞれの事業所で厚生年金保険の被保険者の要件を満たす場合には、被保険者の方から年金事務所に「二以上事業所勤務届」を提出いただく必要があります。(厚生年金保険法施行規則第2条)「二以上事業所勤務届」の提出があった場合は、機構は、各事業所の報酬月額を合わせて標準報酬月額を決定し、各事業主からは按分された保険料を納付していただき、お客様の年金額もその標準報酬月額をもとに計算しております。
- 機構においては、「二以上事業所勤務届」の提出がなかった場合でも年金をお支払するために、重複する厚生年金保険の被保険者期間の標準報酬月額を合算した上で年金額を計算する機械処理を行っています。
- 「二以上事業所勤務届」の提出がなかった場合に行う機械処理の事例のうち、厚生年金基金の期間を有する場合などの一部に、正しい年金額の計算がされていないことが判明し、平成24年11月の年金記録回復委員会において報告し、システム改修を行ったうえでお支払い等を行うこととされてきました。
- 今般、当該システム改修が完了し、お支払いの準備が整ったことから、順次お支払い等を進めてまいります。
- なお、この事案は、例えば、転職の際にそれまで勤務していた事業所の退職日より前に、次の事業所で働き始めた場合にも生じることがあります。

(参考)「IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	<p>○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。</p> <p>○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。</p> <p>○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。</p>
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<p>○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。</p> <p>○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。</p>
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<p>○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。</p> <p>○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。</p> <p>○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。</p>